

令和2年

第3回北杜市議会臨時会会議録

令和2年11月20日 開会

令和2年11月20日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 2 年

第 3 回北杜市議会臨時会会議録

11 月 20 日

令和2年第3回北杜市議会臨時会（1日目）

令和2年11月20日
午前11時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

日程第4 議案第73号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

2. 出席議員（20人）

1番 栗谷真吾	3番 秋山真一
4番 進藤正文	5番 藤原尚
6番 清水敏行	7番 井出一司
8番 志村清	9番 齊藤功文
10番 福井俊克	11番 加藤紀雄
12番 原堅志	13番 岡野淳
14番 相吉正一	15番 清水進
16番 野中真理子	17番 坂本静
18番 中嶋新	20番 千野秀一
21番 内田俊彦	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

6番 清水敏行
8番 志村 清

7番 井出一司

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市 長	渡辺英子	副 市 長	土屋 裕
政策秘書部長	小澤章夫	総務部長	山内一寿
企画部長	清水博樹	健幸市民部長	浅川辰江
福祉部長	伴野法子	森林環境部長	宮川勇人
産業観光部長	中田治仁	建設部長	仲嶋敏光
教 育 長	堀内正基	教 育 部 長	中山晃彦
上下水道局長	大輪 弘	会 計 管 理 者	板山教次
監査委員事務局長	坂本孝典	明野総合支所長	浅川和也
須玉総合支所長	堀込美友	高根総合支所長	植松宏夫
長坂総合支所長	興水伸二	大泉総合支所長	八巻弥生
小淵沢総合支所長	小泉雅人	白州総合支所長	中山和彦
武川総合支所長	清水能行	政策推進課長	浅川 豪
総務課長	加藤郷志	財 政 課 長	加藤 寿
人 事 課 長	小澤哲彦	道路河川課長	小澤 茂
長坂総合支所地域振興課長	平井伸一	人事課給与担当リーダー	唐澤史明

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
議 会 書 記 津金胤寛
〃 進藤修一

開会 午前11時00分

○議長（中嶋新君）

本日ここに、令和2年第3回北杜市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回北杜市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、土屋農業委員会事務局長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

最初に、諸報告をいたします。

はじめに、11月8日告示の北杜市長選挙に池田恭務君が立候補の届け出をされ、北杜市選挙管理委員会において受理されたことから、公職選挙法第90条の規定により同日付けで北杜市議会議員を辞職されました。

次に、本臨時会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は、議案2件であります。

次に、令和2年9月および10月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、10月27日に第264回山梨県市議会議長会定期総会が甲州市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告があります。

峡北広域行政事務組合議長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

令和2年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議長 齊藤功文

令和2年第2回定例会が10月13日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、池田恭務議員、井出一司議員、福井俊克議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件1件、認定案件4件、補正予算案件4件の計9件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第17号 峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院規則（特殊勤務手当の特例）の改正により、新型コロナウイルス感染症に係る救急業務等に従事した職員に対して感染の危険性等を考慮した手当を支給することに伴い、峡北広域行政事務組合職員給与条例に所要の改正が必要であるため、提出されたものであります。

次に、認定第1号 令和元年度峡北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額7,290万9,322円、歳出総額7,062万102円で歳入歳出差引残額

228万9,220円でありました。

次に、認定第2号 令和元年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額14億4,951万1,509円、歳出総額14億2,059万4,311円で歳入歳出差引残額2,891万7,198円でありました。

次に、認定第3号 令和元年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額16億2,494万2,700円、歳出総額15億5,919万1,612円で歳入歳出差引残額6,575万1,088円でありました。

次に、認定第4号 令和元年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額9,176万359円、歳出総額8,528万2,546円で歳入歳出差引残額647万7,813円でありました。

次に補正予算案件についてであります。

はじめに、議案第18号 令和2年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,083万円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、財政調整基金繰入金の減額、前年度歳計余剰金の増額であります。

歳出については、財政調整基金利子及び前年度繰越金を財政調整基金へ積立てることに伴う増額であります。

次に、議案第19号 令和2年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,223万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億9,994万3千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入について、分担金及び負担金は、消防費基準財政需要額等確定に伴う消防費の追加、北杜消防署新庁舎整備事業等による建設費負担金の減額、繰越金は、前年度歳計余剰金の増額、組合費は、消防施設整備事業債で北杜消防署新庁舎整備に伴う増額及び車両購入契約差金に伴う減額であります。

歳出については、総務費は、北杜消防署新庁舎整備事業の見直しに伴う事業費の増額、諸支出金のうち、財政調整基金積立金は、財政調整基金利子及び前年度繰越金の2分の1相当を積立てるものであります。消防施設等整備基金積立金は、消防費基準財政需要額の確定により増額した消防費負担金と前年度繰越金の一部を積立てるものであります。

繰越明許費については、北杜消防署新庁舎整備事業について設定するものであります。

地方債補正については、北杜消防署新庁舎整備事業費の増額、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車購入契約差金に伴い減額するものであります。

次に、議案第20号 令和2年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,597万円を追加し、歳入歳出予算の総額を

15億2,694万8千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入について、分担金及び負担金は、組合費負担金、建設費負担金の増額及び普通交付税算入分の確定に伴う減額であります。

歳出について、衛生費は、職員の異動に伴う給与の増額、施設整備費は、市道龍岡18号線整備事業負担金の増額、諸支出金の財政調整基金積立金は、財政調整基金利子及び前年度繰越金を積立てるものであります。

次に、議案第21号 令和2年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,174万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,966万5千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入について、国庫支出金は、循環型社会形成推進交付金の増額、繰越金は、前年度歳計剰余金の増額、組合債は、新し尿処理施設整備事業債の増額であります。

歳出について、衛生費は、職員の異動に伴う給与、バキューム車購入費の増額、新し尿処理施設建設予定地造成基本設計業務が循環型社会形成推進交付金の対象事業となったため財源振替をするものであります。諸支出金は、財源振替により生じた建設費負担金余剰分及び財政調整基金利子の追加分と前年度繰越金の一部を財政調整基金に積立てるものであります。

繰越明許費については、新し尿処理施設整備事業の委託業務について設定するものであります。

地方債補正については、新し尿処理施設整備事業費の追加であります。

以上9議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和2年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 千野秀一君、報告をお願いいたします。

千野秀一君。

○20番議員（千野秀一君）

令和2年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 千野秀一

令和2年第2回定例会が、山梨県自治会館1階講堂において10月26日に開催され、私が出席いたしました。

はじめに、副議長の任期満了に伴い、渡部保議員が議長から指名推薦され、当選されました。

提出された議案は、承認案件2件、認定案件2件、条例改正案件1件、補正予算案件2件、同意案件1件の計8件であります。

まず、承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、附則に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当に関する3条を追加したものであります。

次に、承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,046億

729万6千円とするもので、補正の主な内容は、歳入については、国庫補助金の増額で、歳出については、その他医療給付費の増額で、承認第1号に関連するものであります。

以上、承認案件2件については、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めたものであり、原案のとおり承認されました。

次に、認定第1号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額5億5,814万214円、歳出総額5億3,974万2,258円で、歳入歳出差引額は、1,839万7,956円であります。

次に、認定第2号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額1,055億6,661万3,878円、歳出総額1,047億5,552万3,642円で、歳入歳出差引額は、8億1,109万236円であります。

以上、認定案件2件については、原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年度の税制改正により、令和2年分以後における給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除内容がそれぞれ変更となることに伴い、令和3年1月1日より国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）が施行されることから、広域連合における保険料の賦課根拠を規定する当該条例についても所要の改正を行うため提出されたものであります。

次に、議案第11号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,265万円とするもので、補正の主な内容は、歳入については、繰越金の増額で、歳出については、諸支出金の基金費を増額するものであります。

次に、議案第12号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,888万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,058億618万円とするもので、補正の主な内容は、歳入については、市町村負担金、支払基金交付金の減額、基金繰入金、繰越金の増額で、歳出については、基金積立金、償還金及び還付加算金を増額するもので、以上、議案3件については、原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについては、山梨県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、南巨摩郡富士川町長澤247番地3、樋口正訓を選任することの同意を求めるもので、原案のとおり同意されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、山梨西部広域環境組合議会から報告がございます。

山梨西部広域環境組合議会議員 原堅志君、報告をお願いいたします。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

令和2年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会報告書

山梨西部広域環境組合議会議員 原堅志

令和2年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会が、10月28日に中央市立玉穂総合会館議場において開催され、齊藤功文議員と私の2名が出席いたしました。

まず、組合の議員構成の変更についてであります。甲斐市議会の委員会構成の変更により、加藤敬徳議員に代わり、齊藤芳夫議員が新たに選出されました。

提出された案件は、議案第49号 令和元年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件1案件でありました。なお、組合が本年2月1日に設立されましたため、2月・3月の2ヶ月分の決算となります。

会計管理者による概要説明の後、代表監査委員による決算審査の報告がありました。

審議いたしました議案の概要につきまして説明いたします。

歳入については、予算現額1,318万4千円に対し、収入済額1,382万1,673円であります。

内訳といたしましては、構成する5市6町からの負担金及び組合の前身であります、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会からの繰越金であります。

歳出につきましては、予算現額1,318万4千円に対し、支出済額792万3,217円であります。

内訳といたしましては、組合議員の費用弁償、正副管理者報酬、組合職員3名分の人件費、4月から新たな事務所となりました「中央市立田富つくし児童館」の改修工事費等が主な内容であります。

歳入歳出差引残額は589万8,456円となり、原案のとおり認定されました。

以上で、令和2年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

6番議員 清水敏行君

7番議員 井出一司君

8番議員 志村 清君

を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）および日程第4 議案第73号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの2件を一括議題といたします。

市長からあいさつおよび提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

令和2年第3回北杜市議会臨時会の開会にあたり、ごあいさつ申し上げます。

本日ここに市議会臨時会の招集をお願いしたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席を賜りまして感謝を申し上げます。

さて、人事院および山梨県では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、期末手当の支給月数を引き下げる勧告を行ったところであります。

本市においても、これを鑑み、関係条例において当該手当を引き下げる改正を行うこととし、本日、臨時会をお願いいたしました。

本臨時会に提出いたしました案件は、報告案件1件、条例案件1件、合計2案件であります。

はじめに、報告案件をご説明いたします。

報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）は、地方自治法第180条第1項の規定により、市道の道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、条例案件につきましてご説明いたします。

議案第73号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、令和2年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育長、一般職の職員および会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き下げるため、関係条例において主要な改正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

このあと担当部長より詳細について説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

さて、本臨時会が私にとって最後の議会となります。

この4年間、議員各位、多くの市民の皆さま、各組織、各機関の皆さま、そして職員と共に将来に誇れるまちづくりに取り組んでまいりました。

多くの皆様に支えられ、4年間、全力で職務をまっとうすることができたことに心より感謝申し上げます。

退任後は一市民として、ふるさと北杜のさらなる発展に貢献してまいります。

これまで本当にありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 報告第15号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)を議題といたします。

内容説明を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

報告第15号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)について、報告いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

提案理由につきましても同様であります。

2ページをお願いいたします。

道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 の 日 令和2年10月30日

損 害 賠 償 の 額 1万8,275円

損害賠償の相手方 長野県諏訪郡富士見町在住 男性

損害賠償の理由 令和2年7月23日午後6時頃、北杜市長坂町白井沢3573番649付近の市道箕輪・小淵沢線において、相手方の運転する普通自動車が道路内に発生した穴に落ち込み、車両の左前輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて、公益社団法人全国市有物件災害共済会から相手方の指定した口座に支払われるものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

報告第15号の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に日程第4 議案第73号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

議案第73号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに概要書をお願いいたします。

趣旨でございます。

令和2年の人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育

長、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き下げるため、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、北杜市の市長等の給与等に関する条例、北杜市職員給与条例及び北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

提案理由についても同様でございます。

施行日は公布の日からとなります。

ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日からの施行となります。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第1条関係、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

第6条第2項において、令和2年12月の期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の165」に改めるものであります。

次に2ページをお願いいたします。

第2条関係であります。

第6条第2項において、令和3年度以降の北杜市議会議員の6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の167.5」に改めるものであります。

次に3ページをお願いいたします。

第3条関係です。

北杜市の市長等の給与等に関する条例の一部改正であります。

第6条第2項において、令和2年12月の市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合を「100分の222.5」から「100分の217.5」に改めるものであります。

次に4ページをお願いいたします。

第4条関係です。

第6条第2項において、令和3年度以降の市長、副市長、教育長の6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の217.5」から「100分の220」に改めるものであります。

次に5ページをお願いいたします。

第5条関係です。

北杜市職員給与条例の一部改正であります。

第17条第2項において、令和2年12月の市職員の期末手当の支給割合を「100分の130」から「100分の125」に、また括弧書きにある特定幹部職員の令和2年12月の期末手当の支給割合を「100分の110」から「100分の105」に改めるものであります。

同条3項は、令和2年12月の再任用職員の期末手当の支給割合の読み替え規定を「100分の130」から「100分の125」に、また「100分の110」から「100分の105」に改めるものです。

次に6ページをお願いいたします。

第6条関係です。

第17条第2項において、令和3年度以降の市職員の6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に、括弧書きにある特定幹部の職員6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の105」から「100分の107.5」に改め

るものであります。

同条第3項は、令和3年度以降の再任用職員の6月と12月の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」に、また「100分の105」から「100分の107.5」に改めるものであります。

次に7ページをお願いいたします。

第7条関係です。

北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第15条において、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、下線部の読み替え規定を加えるものであります。

また、第26条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、下線部の読み替え規定を加えるものであります。

これによりまして、令和2年12月の期末手当の支給割合を据え置くこととなります。

次に、9ページをお願いいたします。

8条関係です。

第15条において、令和3年度以降のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、下線部の読み替え規定を削除するものであります。

また、第26条は令和3年度以降のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、下線部を改めるものでありまして、これによりまして市職員の期末手当の支給割合に準じた規定となるものでございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。

まず、反対者からの討論を許します。

○8番議員（志村清君）

議案第73号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

条例案は、市職員の一般職の一時金にあたる期末勤勉手当の年間支給月数について、昨年度より0.05カ月少ない、年間4.45カ月にするものです。また、会計年度任用職員についても、年間2.60カ月を2.550カ月にするものです。

人事院が国家公務員について勧告したものを受けたもので、引き下げを勧告するのは2010年以来、10年ぶりとのこと。

市職員の一時金を0.05カ月とはいえ引き下げるのは、コロナ禍の下で奮闘してきた市職員の努力や苦労を顧みない処置であり、職員の士気にも関わることだと私は思います。

また、市内の経済を循環させるという観点からもプラスには働きません。

新型コロナウイルス感染症の発生から約10カ月に渡って、様々な部署でコロナ対応に当たってこられた市職員の精神的・肉体的疲労の蓄積については、先のこの場所での全員協議会でも紹介をされていました。

全国的ともいえるコロナの感染第3波が到来して、連日、新規感染者数は過去最高を更新しています。これから冬を間近にして、市職員の皆さんには一層の奮闘・努力が求められることとなるでしょう。

医療機関に従事する人たちには現金支給も含めた支援が行われてきた一方で、公務員、市職員は一時金の減額では士気は上がらないと思います。

コロナ禍で頑張る市職員の努力を顧みない今回の条例案について、その1点を理由に反対するものです。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第73号に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど志村議員の反対討論にあったとおり、基本的に期末手当を含め0.05%の引き下げと、こういうことになるわけですが、これはまず人事院の勧告によるものでございますが、これはなぜ、人事院の勧告が今回減ったかということをよく考えていきますと、当然、GDPは下がり、民間レベルでの給与は低くなった。また、コロナ感染症におきまして、非常に国民、また市民の皆さまの生活は疲弊しているところでございます。仕事なくなった、また給与が減った、そしてアルバイト等も減った、こういう状況が現在、北杜市の中に蔓延しているというような環境にあるかなと思っているところでございます。

そういった社会的情勢の中におきまして、実際は、一生懸命やられている職員の皆さまには大変申し訳なく思うところではございますが、やはり市民の皆さまと一緒に支え、支えられながら、北杜市が絆をもって、市民の皆さまと協働の施策を今後広げていくには、これは大変残念ではございますが、やむなき措置と鑑みるところでございます。

そういった理由の中で、大変、職員の皆さまの、先ほど士気が下がるというような討論があったわけですが、われわれ自身も当然、その分、下がるわけですが、下がった中でも一生懸命に、市の前向きな姿勢を共々に、われわれ議員も、そして職員の皆さまも頑張っていくことが肝要であるというふうに私は思うところでございます。

以上の理由によりまして、議案第73号の賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回北杜市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛